

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年6月26日

【会社名】 株式会社日新

【英訳名】 NISSIN CORPORATION

【代表者の役職氏名】 取締役会長 最高経営責任者 筒井 博

【本店の所在の場所】 横浜市中区尾上町六丁目81番地

【電話番号】 該当事項はありません。

【事務連絡者氏名】 該当事項はありません。
(上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行っております。)

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区三番町5番地

【電話番号】 03(3238)6663

【事務連絡者氏名】 総務・コンプライアンス部長 山下 雅司

【縦覧に供する場所】 株式会社日新東京事務所
(東京都千代田区三番町5番地)

株式会社日新大阪支店
(大阪市中央区平野町3丁目4番14号)

株式会社日新神戸支店
(神戸市中央区江戸町101番地)

株式会社日新千葉支店
(千葉市中央区中央港1丁目9番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【提出理由】

当社は、平成27年6月24日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月24日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）による会社法の改正に伴い、監査等委員会設置会社へ移行するため、また、責任限定契約を締結できる役員等の範囲を拡大するため、定款の一部を変更するものであります。

第2号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）10名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）に筒井博、筒井雅洋、渡邊淳一郎、櫻井秀人、赤尾吉生、栢田建二郎、中込利嘉、奥秋雅久、筒井昌隆、石山知直の10名を選任するものであります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に藤根剛、小林貞雄、武田攻の3名を選任するものであります。

第4号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額設定の件

取締役（監査等委員であるものを除く。）の報酬額を、年額360百万円以内と定めるものであります。

第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、年額50百万円以内と定めるものであります。

第6号議案 役員賞与支給の件

当期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）末時点の取締役10名に対し、役員賞与として総額20百万円を支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	83,629	319	0	(注)1	可決 97.98
第2号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)10名選任の件					
筒井博	81,827	2,121	0	(注)2	可決 95.87
筒井雅洋	82,378	1,570	0		可決 96.52
渡邊淳一郎	82,377	1,571	0		可決 96.52
櫻井秀人	82,378	1,570	0		可決 96.52
赤尾吉生	82,378	1,570	0		可決 96.52
枘田建二郎	83,224	724	0		可決 97.51
中込利嘉	83,227	721	0		可決 97.51
奥秋雅久	83,223	725	0		可決 97.51
筒井昌隆	83,191	757	0		可決 97.47
石山知直	82,699	1,249	0		可決 96.89
第3号議案 監査等委員である取 締役3名選任の件					
藤根剛	72,020	11,928	0	(注)2	可決 84.38
小林貞雄	77,092	6,856	0		可決 90.32
武田攻	83,267	681	0		可決 97.56
第4号議案 取締役(監査等委員 であるものを除 く。)の報酬額設定 の件	83,828	120	0	(注)3	可決 98.22
第5号議案 監査等委員である取 締役の報酬額設定の 件	83,869	79	0	(注)3	可決 98.26
第6号議案 役員賞与支給の件	83,803	145	0	(注)3	可決 98.19

- (注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上